

## 蓬田村の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (28年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 26年度の人件費率
27年度	人 2, 9 9 5	千円 2,682,203	千円 76,503	千円 465,383	% 17.4	% 18.3

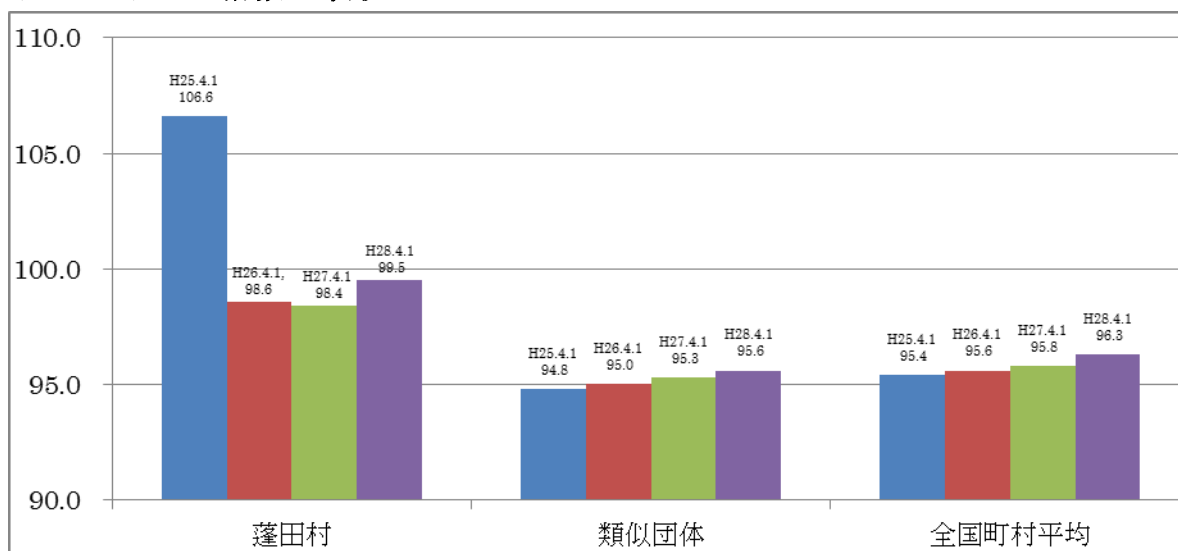
#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
27年度	人 5 4	千円 184,400	千円 20,949	千円 70,233	千円 275,582

(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考)〇〇〇 平均一人当た り給与費
千円 5,103	千円 5,459

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、27年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 3 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 28年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

#### (4) 給与改定の状況

##### ①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
一年度	円	円	円 ( % )	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

##### ②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
一年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

#### (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### ①給料表の見直し

[  実施     未実施 ]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) ・国及び県人事委員会勧告に準じて改定。(平均2%引き下げ。初任層に係る号級の引き下げなし。最高号級(国ベース)を4%引き下げ)

- ・40歳台や50歳台前半層の昇級機会の確保から号級を増設。(行政職5級・6級)
- ・激変緩和のため、経過措置(現給確保)を実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

(支給割合) 蓬田村において支給対象外				
(参考)				
	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	0%	1%	2%	3%
蓬田村の支給割合	0%	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

--

(6)特記事項

**2 職員の平均給与月額、初任給等の状況**

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（28年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
蓬田村	41.8歳	311,857円	336,404円	337,098円
青森県	43.4歳	320,100円	391,807円	357,621円
国	43.6歳	331,816円	—	410,984円
類似団体	40.9歳	297,503円	339,537円	326,381円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
蓬 田 村	53.6歳	5人	346,940円	354,240円	358,866円	—	—	—	—
うち用務員	58.9歳	2人	380,050円	380,050円	383,708円	用 務 員	55.2歳	199,900円	
うち自動車運転手	50.3歳	3人	324,867円	337,033円	342,305円	自動車運転者	52.0歳	216,300円	
	歳	人	円	円	円		歳	円	
青森県	49.3歳	357人	301,800円	—	324,644円	—	—	—	—
国	50.4歳	2,876人	287,447円	—	329,358円	—	—	—	—
類似団体	49.3歳	2人	287,296円	311,250円	302,527円	—	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成25年～27年の3ヶ年平均)。  
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。  
 ※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(28年4月1日現在)

区 分		蓬 田 村	青 森 県	国
一般行政職	大学卒	176,700円	176,700円	176,700円
	高校卒	144,600円	144,600円	144,600円
技能労務職	高校卒	140,100円	142,000円	—
	中学卒	130,200円	130,200円	—
教育職	大学卒	—	—	—
	高校卒	—	—	—
医療職	大学卒	206,300円	—	—
	高校卒	194,200円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(28年4月1日現在)

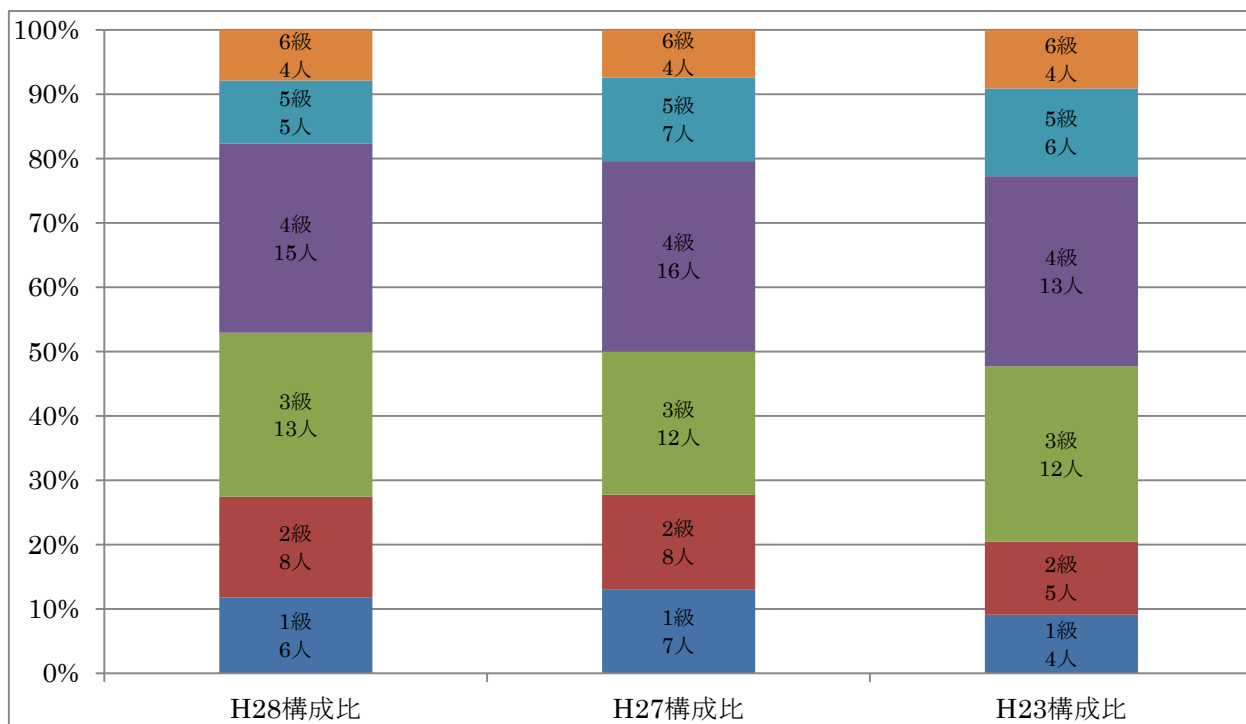
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	経験年数25年
一般行政職	大学卒	283,400円	347,000円	円	円
	高校卒	238,900円	276,700円	309,200円	361,300円
技能労務職	高校卒	円	218,300円	円	円
	中学卒	円	円	円	円
教育職	大学卒	円	円	円	円
	高校卒	円	円	円	円
医療職	大学卒	円	円	円	円
	高校卒	円	円	円	円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（28年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	定型的業務を行う主事補及び相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務	1人	2.1%	円 140,100	円 246,100
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務	8人	17.0%	円 190,200	円 303,000
3級	主査の職務	13人	27.7%	円 226,400	円 348,800
4級	主幹の職務 課長補佐、班長、収納専門員、議会事務局次長、農業委員会事務局次長の職務	15人	31.9%	円 259,900	円 379,800
5級	副参事の職務 課長、調整監、議会事務局次長、農業委員会事務局次長、選挙管理委員会事務局次長の職務	5人	10.6%	円 286,200	円 391,800
6級	参事の職務	5人	10.6%	円 317,000	円 409,000

- (注) 1 蓬田村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

## (2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成 28 年 4 月 2 日から平成 29 年 4 月 1 日 までにおける運用	蓬田村		国	
	管理職員	一般職員	特定管理 職員	一般職員
イ 人事評価を実施した			○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

蓬田村	青森県	国
1人当たり平均支給額（27年度） 1, 3 3 2 千円	1人当たり平均支給額（27年度） 1, 5 8 1 千円	—
(27年度支給割合) 期末手当 2.50月分 (1.40)月分 勤勉手当 1.50月分 (0.70)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.50月分 (1.40)月分 勤勉手当 1.50月分 (0.70)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.60月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 5級、6級（参事、副参事）15% 4級（班長、主幹）10% 3級（主査）5%	(加算措置の状況) 役職加算 5～20% 管理職加算 10%～25%	(加算措置の状況) 役職加算 5～20% 管理職加算 10%～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

平成 28 年度中における運用	蓬田村		国	
	管理職員	一般職員	特定管理 職員	一般職員
イ 人事評価を実施した			○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用			○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当（28年4月1日現在）

蓬 田 村			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 2%～45%加算			定年前早期退職特例措置 2%～45%加算		
1人当たり平均支給額 20,541 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（28年4月1日現在）

支給実績（27年度決算）			—	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）			—	円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）	
	%	人	%	
	%	人	%	
	%	人	%	
	%	人	%	
	%	人	%	
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			—	( — )

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当（28年4月1日現在）

支給実績（27年度決算）		—			千円
支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）		—			円
職員全体に占める手当支給職員の割合（27年度）		—			%
手当の種類（手当数）					
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (○年度決算)	左記職員に対する支給 単価	

### (5) 時間外勤務手当

支給実績（27年度決算）	3,033千円
職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）	71千円
支給実績（26年度決算）	1,636千円
職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	137千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（27年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

### (6) その他の手当（28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 2人目以降（配偶者扶養） 6,500円 1人（配偶者非扶養） 11,000円 その他 6,500円 特定期間の加算 5,000円	同		8,541千円	244,029円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、月額1万2千円を超える家賃を支払っている職員 借家・賃限度額 27,000円	同		2,433千円	347,572円
通勤手当	交通機関利用者限度額 55,000円 自動車等利用者 2,000～46,000円	異	使用距離区分	3,467千円	80,628円
管理職手当	総務課長 15,000円 課長 13,000円 調整監 10,000円 班長 8,000円			2,508千円	125,400円
休日勤務手当	祝日法による休日等の勤務 135/100	同		0千円	0円
管理職員特別勤務手当	管理職員が週休日又は祝日法による休日等に勤務 総務課長・課長・調整監 4,000円 班長 3,000円			0千円	0円
日直手当	一般の日直 4,200円	同		0千円	0円
寒冷地手当	4級地による支給	同		4,462千円	70,826円



## 5 特別職の報酬等の状況（28年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	504,000円 (630,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 円/円
	副 市 町 村 長	円 (円)	円/円
報 酬	議 長	253,800円 (円)	円/円
	副 議 長	212,400円 (円)	円/円
	議 員	202,500円 (円)	円/円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(27年度支給割合) 3.00月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(27年度支給割合) 3.00月分	
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(算定方式) 給与月額×在職月数×45.5/100 給与月額×在職月数×26.5/100	(1期の手当額) (支給時期) 13,759,200円 任期毎 6,296,400円 任期毎
	備 考		

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

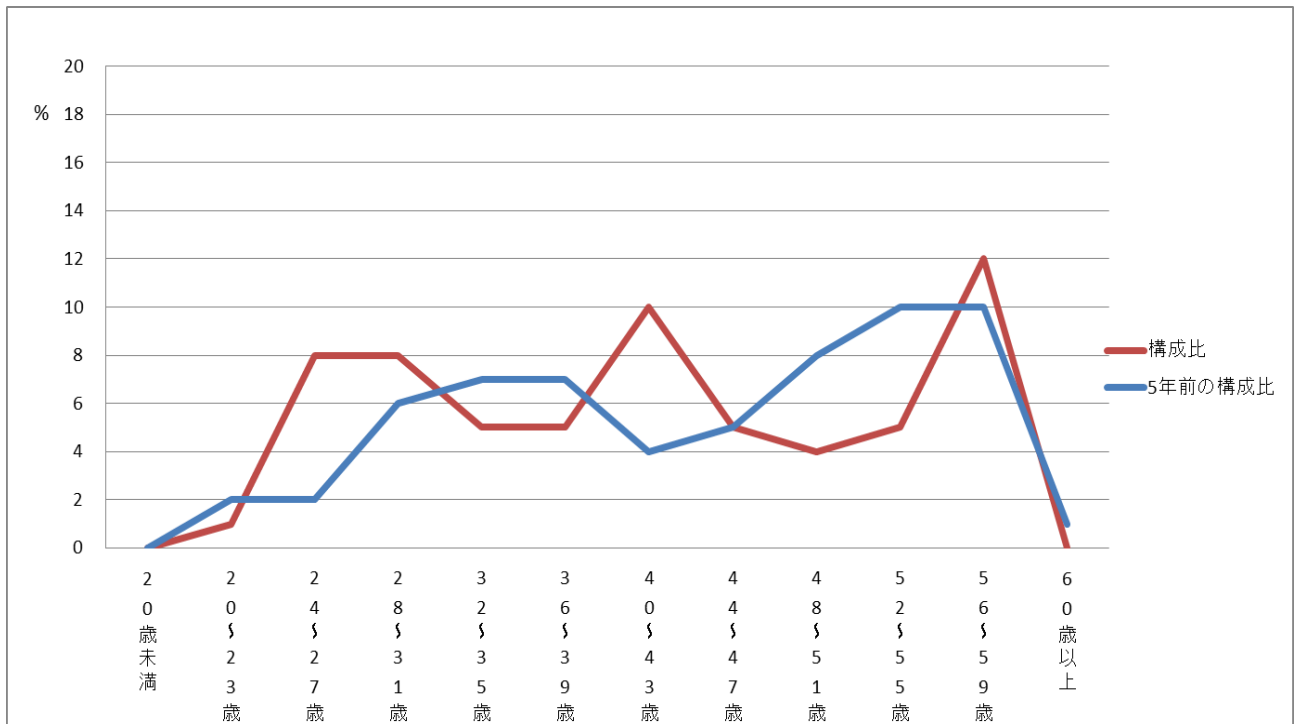
(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成27年	平成28年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門		4 6	4 4	▲ 2	
		計	4 6	4 4	▲ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 146.91 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 181.40 人)
	教 育 部 門		8	8		
	消 防 部 門					
	小 計		5 4	5 2	▲ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 173.62 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 213.85 人)
公 営 会 社 等 部 門			8	1 1	3	事務増による増
	小 計		8	1 1	3	
合 計			6 2 [ 7 6 ]	6 3 [ 7 6 ]	1 [ ]	<参考> 人口1万人当たり職員数 210.35 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (28年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0 人	1 人	8 人	8 人	5 人	5 人	10 人	5 人	4 人	5 人	12 人	0 人	63 人

### (3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	47	48	47	47	46	44	▲3(▲6.4%)
教育	8	8	8	9	8	8	(%)
消防							(%)
普通会計計	55	56	55	56	54	52	▲3(▲5.5%)
公営企業等会計計	7	7	7	7	8	11	4(57.1%)
総合計	62	63	62	63	62	62	0(%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。